

## 日本ロマンス語学会倫理綱領

2022年5月13日第61回大会時の総会において採択

日本ロマンス語学会は、ロマンス語に関する言語学・文献学・文学の研究を行う者相互の連携を図り、わが国におけるロマンス語学の発展と普及に寄与することを目的として設立された。

ロマンス語とは、系統的にラテン語に由来するという共通性を有しながら、時代的にも地理的にも広い範囲に及び、話者の人口や構成および社会的位置づけなどの点においても極めて多様な諸言語を包括する概念である。それら多様な言語を等しく研究対象に含めて多様な視点からのアプローチを容認しているところに本会の存在意義がある。したがって、言語と文化の多様性を尊重し、他者の研究に敬意を払うことは、本会における研究活動にとって当然の前提条件と言える。

上記の本会の目的を達成するために、本会の各会員は、広く認知されている研究上の諸規範を守り、とりわけ他の研究者の調査や研究の成果を尊重する必要がある。また、各会員は、国際社会・地域社会の一員でもあることから、研究者の社会的責任を自覚して、法令順守を心掛け、他者の人格と人権を尊重する必要もある。

本会は、各会員に対してこれらの必要性の理解を促すとともに、会員相互の自由な学問的交流を促進して、健全な研究コミュニティを発展させる責務を負うものである。

以上のことから、本会会員は、研究の遂行および成果の発表、その他研究活動の過程において、下記の原則を守る。

1. 地球上のあらゆる社会における言語および文化の多様性の価値を認め、それぞれの文化・社会のあり方を尊重する。
2. 先行研究の成果はそのプライオリティーを尊重しながら利用し、独自のデータや根拠ないし考察に導かれた、オリジナリティーのある研究を展開する。とりわけ、データの捏造や改ざん、剽窃行為は決して行わない。
3. 差別やハラスメントを排し、他者の人格と人権、プライバシーを尊重する。
4. 研究上の議論において、他者の研究活動の自由を尊重し、相互に敬意をもって意見を交える。

本会は、学会活動において上記の原則が守られるよう会員に促すとともに、それを損なうような事案が生じたときには、状況に応じて助言や援助を提供し、可能な是正措置を取るものとする。

### 参考資料

日本学術会議 (2013) 「科学者の行動規範 一改訂版一」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 (2015) 「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」(テキスト版)

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

日本ロシア文学会倫理綱領

<https://yaar.jpn.org/robun/kiyaku.html>